

10月から開設(しんしろ福祉会館2階)!

新城市基幹相談支援センターの10の役割

役割1~3 障がいのある方がその人らしく生活するための取り組み

- 1 ご本人等に対して適切な支援ができるよう相談支援事業所が作成するサービス等利用計画の内容を検査します。
- 2 虐待防止を図るため、福祉課と連携して、対応方針を定めるとともに、必要な援助を行うための支援を行います。
- 3 障がいに関する正しい理解を地域に広げる方法を、関係機関と一緒に考え、進めていきます。

役割4~7 支援機関との連携や支援機関のスキルアップを図る取り組み

- 4 市内相談支援事業所が集まる会議において、支援スキルの向上を図るための方法を一緒に考え、進めていきます。
- 5 相談員等のスキルアップを図るため、研修等を行います。
- 6 市内のヘルパー事業所等が集まる会議において、ヘルパー事業所が抱える課題の解決方法を一緒に考え、進めていきます。
- 7 介護や児童など他分野機関との連携を深めるため、連絡会や勉強会の開催などを行います。

役割8~9 困った時の連絡窓口

- 8 困難な課題を抱える方に関する連絡窓口となって、支援機関の紹介をするとともに、支援機関と協力して、課題解決を図ります。
- 9 長期入院等をしている方、長期入院等をしていた方に関する連絡窓口となって、支援機関の紹介をするとともに、支援機関と協力して、地域でその人らしく暮らせるための取り組みを進めます。

- 役割10** 10 上記の取組みを円滑に進めるため、福祉課等と連携しながら、自立支援協議会の運営の中心的な役割を担い、様々な課題の解決に向けた取組みを進めます。

